

役員報酬規程

社会福祉法人 やながせ福社会

役員報酬規程

社会福祉法人 やながせ福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 やながせ福祉会の役員の報酬及び業務に関する基本的事項を定めたものである。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、社会福祉法人 やながせ福祉会が役員に対し、その業務執行の対価として支払うものをいう。

(役員定義)

第3条 この規程の役員とは、常時社会福祉法人 やながせ福祉会に業務に従事する者をいう。

(役員業務内容)

第4条 役員は、社会福祉法人 やながせ福祉会の事業において統括管理にあたる。

(業務時間)

第5条 役員の業務時間は次の時間とする。

始業時間 午前9時00分

終業時間 午後1時00分

(休日)

第6条 役員の休日は次のとおりとする。

- ① 毎週土曜日、日曜日
- ② 国民の祝祭日
- ③ 年末年始休日（12月29日から1月3日）

(報酬決定)

第7条 役員報酬額は、年額とし支給は12分の1額を月額として支給する。

(別表のとおり)

(支払と控除)

第8条 役員報酬は月額とし、職員給与の支給日に支給する

2 税金、社会保険料および控除することについて合意のあったものは、毎月の報酬から控除する。

附則

1.この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

2.この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

(第 7 条一部変更・第 8 条 3 項削除)

3.この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

(第 5 条一部変更・別表 役員報酬金額変更)

この規程にない勤務条件については、別に定める就業規則を準用する。

(姫路・勝原ホーム就業規則)

4. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

別表

役 員 報 酬

(月額表)

等級	金 額	等級	金 額	等級	金 額
1	150,000 円	6	275,000 円	11	380,000 円
2	175,000 円	7	300,000 円	12	395,000 円
3	200,000 円	8	325,000 円	13	410,000 円
4	225,000 円	9	350,000 円	14	425,000 円
5	250,000 円	10	365,000 円	15	440,000 円